

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則 (組織) 第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 (1)～(3) (略) (4) 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 経営協議会の委員の<u>総数の2分の1以上</u> 2～4 (略)</p>	<p>本則 (組織) 第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 (1)～(3) (略) (4) 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 経営協議会の委員の<u>過半数</u> 2～4 (略)</p>	

附 則 (経規程第25号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。